

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役CEO 安東 俊夫
【住所又は本店所在地】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【報告義務発生日】	平成27年7月15日
【提出日】	平成27年7月21日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジーンテクノサイエンス
証券コード	4584
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
住所又は本店所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年5月1日
代表者氏名	安東 俊夫
代表者役職	代表取締役CEO
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	管理部 山口 隆志
電話番号	03-6430-6773

(2)【保有目的】

純投資及び経営支援

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)				125,105
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	847,440
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	410,487
対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	1,383,032
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			1,383,032
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			1,257,927

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年7月15日現在)	V	2,406,105
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		37.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		40.72

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成27年7月15日	普通株式	100,000	2.73	市場外	処分	2,742円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、当社が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合が保有する株券等の数であります。

提出者及び発行者は、両者間で締結した投資契約書により、発行者の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）に関し、以下の事項を約しております。

(1) 発行者は提出者に対し、平成26年3月15日以降いつでも、本社債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）17個を上限として、行使を指示することができる。提出者及び発行者は、上記の期日にかかわらず平成26年2月7日に発行者が行使を指示する旨を合意しました。

(2) 前記(1)に加え、発行者は提出者に対し、平成26年5月1日以降いつでも、行使指示日を含めた10連続取引日の東京証券取引所における発行者の普通株式の出来高加重平均価格（以下「本基準VWAP」という。）に応じて、以下の条件で本新株予約権の行使を指示することができる。但し、いずれの場合も、当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を上限とする。

- i. 本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、累積で本新株予約権3個まで。
- ii. 本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の175%を超過した場合、前号に従う行使分を含め、累積で本新株予約権6個まで。
- iii. 本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の200%を超過した場合、前二号に従う行使分を含め、累積で本新株予約権9個まで。
- iv. 本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の225%を超過した場合、前三号に従う行使分を含め、累積で本新株予約権12個まで。

発行者が第2回新株予約権を発行要項に基づき取得する場合若しくは以下のいずれかの事象が発生した日以降いつでも、提出者は発行者に対し、提出者が保有する本社債の全部又は一部の繰上償還を請求することができる。

- (1) 発行者の普通株式の上場廃止又はその決定
- (2) 発行者による投資契約の重大な違反があった場合、又は発行者による投資契約の軽微な違反について提出者から是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合
- (3) 提出者の事前承諾のない公開買付に関する発行者の賛同意見表明

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	1,026,239
上記（Y）の内訳	組合員の出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,026,239

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地